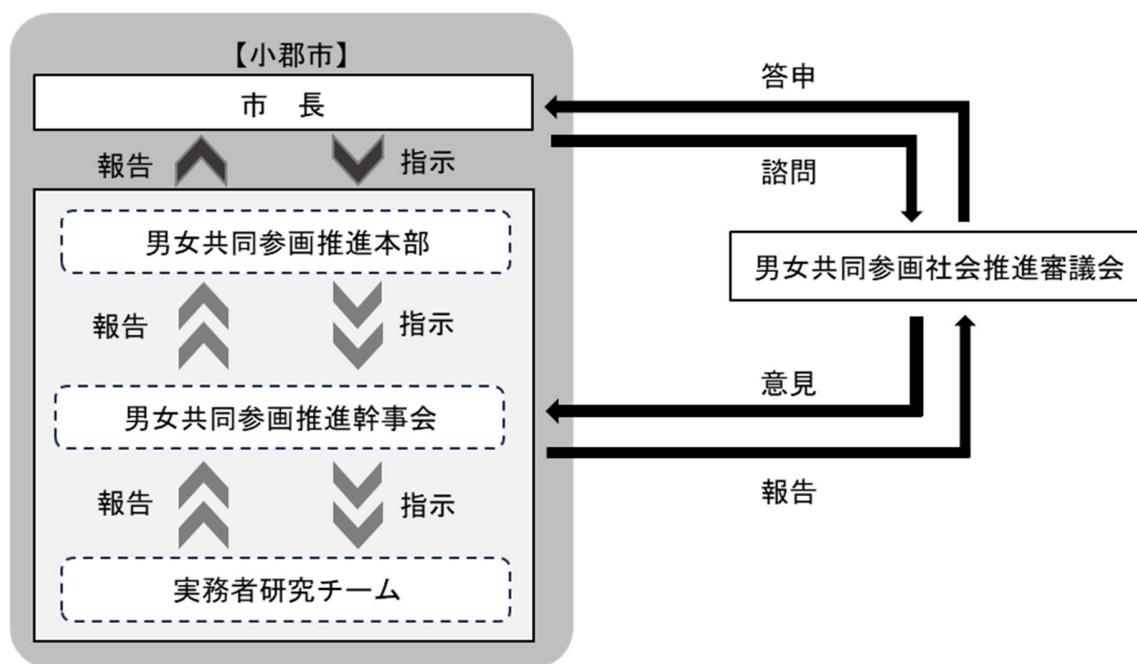


第5章 計画の推進体制

＜小郡市の男女共同参画に関する推進体制図＞



※事務局 経営政策部 総務課 ジェンダー平等・多文化共生推進室

●庁内体制

①男女共同参画推進本部

市長を本部長とし、副市長、教育長、各部長により構成される会議で、計画について審議を行う。

②男女共同参画推進幹事会

経営政策部長を幹事長、教育部長を副幹事長とし、各課長により構成される会議で施策の総合的企画、関係行政機関の連絡調整を行う。

③実務者研究チーム

推進幹事会内に実務者研究チームを設置することができ、男女共同参画社会の実現に係る啓発、調査研究および具体的な施策案づくりを行う。

●小郡市男女共同参画社会推進審議会

有識者、団体代表、市民からの公募の委員で構成され、男女共同参画社会の実現に向けて、市長の諮問を受けて審議を行うほか、計画の実施状況について報告を受け必要に応じて意見を述べる。

(1) 全庁的な施策の推進

各施策の実施状況の把握および審議会への報告などにより、計画を全庁的・総合的に推進していく体制づくりに努めます。

No.	具体的施策	内容	担当課※
1	庁内推進体制の充実・連携の強化	「男女共同参画推進本部」や「男女共同参画推進幹事会」の会議を定期的開催し、実施状況等を確認・協議することで、計画を全庁的・総合的に推進していくための体制の充実および連携の強化を図ります。	総務課
2	実施状況の点検	毎年度、「男女共同参画社会推進審議会」に報告する施策の実施状況について、審議会から意見を聴取し、さらなる計画の推進を図ります。	全庁
3	男女共同参画の視点に立った刊行物ガイドラインの内容の充実	本市および関係機関が発行する刊行物に関して、固定的な性別役割分担意識にとらわれない表現を行うための指標として作成したガイドラインについて、情報収集を行いながら、必要に応じて改訂します。	総務課
4	苦情処理機関の効果的な運用	苦情処理機関として設置している「男女共同参画推進委員」により男女共同参画施策等に関する市民からの苦情を適切に処理します。	総務課
5	市職員の男女共同参画意識の向上	計画の実施状況報告作業や職員研修などを通じて、男女共同参画に関する啓発等を行い、職員の意識の向上を図ります。	人事課

【数値目標と達成度】

項目	R5年度 現状値	R15年度 目標値
審議会等委員に占める女性の割合 【再掲】	33.1%	40.0%